

第2回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要

- 1 日 時 平成24年10月23日（火） 14時～16時
- 2 場 所 総務省7階省議室
- 3 出席者 神野会長、木内委員、佐藤委員、中村委員、松本委員、小西委員、関口委員、辻委員、中里委員、吉村委員、汐見委員
- 4 議事次第
 - 1 開会
 - 2 議事
 - (1) 各都道府県の税財源の状況について
 - (2) 地方法人課税の概要について
 - (3) 地方消費税の清算基準について
 - (4) 自由討議
 - (5) 第3回検討会以降のヒアリングについて
 - 3 閉会
- 5 議事の経過
 - 総務省より各都道府県の税財源の状況や、地方法人課税の概要、地方消費税の清算基準について説明を行い、その後質疑及び自由討議が行われた。
 - 第3回以降の検討会については、多様な分野の方からヒアリングを行うこととされた。

(以下、質疑及び自由討議)

 - 地方法人特別税・譲与税を導入した際、地方財政計画において歳出計上した地方再生対策費は、市町村にも配分があった。これを踏まえると、この機会に法人住民税の市町村分の見直しも視野に入れておかないといけない。
 - どのような評価軸で偏在性を捉えていくのか、議論する必要がある。また、分割基準の見直しにおいて示されたように、産業構造や人口構成等の変化に伴い各地域の企業活動がダイナミックに変化するという視点が必要と思う。専門家のご意見を伺いたい。

- 地方消費税増税後は、東京都以外の道府県間の偏在はある程度是正できるだろうが、東京都と他の道府県とでは、やはり格差が残る。地方消費税と交付税が併せて1.54%分来るので多少格差があってもよいという判断になるのかがポイント。実際には1.54%がそのまま地方に来ないので、それも併せて考えたときにどうなるか。
- 付加価値割の割合の拡大により、ある程度の偏在是正の効果が期待できるのであれば、大法人について行うことと併せて、外形標準課税を資本金1億円以下の法人にも拡大していくと、ある程度是正ができる可能性があるか。ただ偏在是正の効果がどれだけ大きいのか、現時点で推測が難しい。
- 付加価値割では、利潤に支払利子から受取利子を差し引いた純支払利子等を加算することとされているが、自己資本を資産運用、財務運用をした会社が有利になる。これは活動量を測る趣旨を減殺する。
- 偏在是正について、これまでの改正の際には、一人当たりの歳出を考える、歳入歳出を含めてトータルに考える、なるべく現状に近づけて改革をしていくという、異なる3つの観点のうち、どれが重視されたのか。それを分析したら今後の議論が詰まってくるのではないか。また、都道府県分と市町村分とを分けて歳入歳出の均衡を考えるのと、合算で考えるのでは大分違う世界が見えてくる。
- 分割基準の影響を考えるには、所得割については、法人住民税と法人税との比較から何か見ることができないか。また、付加価値割については、変更前の分割基準による数値を見ることはできないか。
- 分割基準変更前後の数値を見るには個々の企業をベースに分析する必要があり、少なくとも網羅的に調べるのは困難。また、法人税は本店所在地だけで納税され、東京都に集中するため、都道府県別の法人税納税額は意味がないのではないか。(事務局)
- 原子力発電所が、人口の一番多い東京ではなく、過疎地に多く立地していることから見ても、水、電気、ゴミ処理などについて都市と地方とでお互いに助け合うことは大事であり、そういう意味で偏在是正はどうしても必要。地方法人特別税・譲与税は偏在是正に一定の効果があったので、なくすのであれば他の偏在是正措置を考えるべき。
- 外形標準課税について、導入した意義をもう少し深める形に変えて行く必要がある。また、偏在性はそもそも地方税が法人課税に依存していること自

体がその要因になっているので、法人課税の中で偏在を是正することは難しいが、付加価値割に振り替える割合を高めることで偏在度が低下するのであれば、やれることはやる必要があるのではないか。

- これだけ東京に一極集中すると、税だけで格差を是正しようとする税の原則がゆがむことにもなりかねない。偏在是正を、地方法人課税だけで行うのは難しく、交付税制度など全体を考えて検討すべき。
- 地方消費税は偏在性が少ないとは言っても、税というものはいろいろな税目の複合的な形で考えるべきであり、法人課税以外の特定の税目を中心にして考えるのはどうか。基幹的な税である法人課税を中心に是正を考えていくのが基本ではないか。
- 法人課税以外の税、譲与税、交付税、消費税の清算基準等も含め、法人課税という枠にとどまらず、ご議論いただきたい。(事務局)
- 国庫支出金の交付制限、譲与税の譲与基準については、どこかで議論をすべき。
- 社会保障財源の充実のために地方消費税率が引き上げられることとなったが、これを踏まえて、地方消費税の各自治体への配分に財政需要を反映すべきという意見もある。清算基準で税収と財政需要の食い違いを是正するのは無理筋だと思うが、消費譲与税だどこまで財政需要側を考慮できるのか。譲与税という制度本来の趣旨に照らして議論しておく必要がある。
- 譲与税の生成過程を考えれば、税収を徴収地に戻すのが原則。
- 「偏在」と「格差」という言葉は使い分けるべき。「格差即偏在是」との議論は疑問。
- 「偏在」といった場合には、単に税収が偏在しているかどうかだが、「格差」というと、需要面や歳出面を考慮しており、また違った話となる。なるべく偏在性の少ない税を地方税に持って行きたいとか、なるべく偏在性の少ない税として地方税を仕組もうというのが地方税の原則だが、このような使い方は税だけの話で「偏在」を言っているということではどうか。「格差」と言ったときは話に若干価値観が入ってくるか。

以上